

# 改葬許可申請書への記入について

埼玉県秩父郡長瀬町

## ●死亡者の本籍、住所、氏名、性別、死亡年月日

現在埋葬されている死亡者(遺骨や遺体)の本籍、住所、氏名、性別、死亡年月日をご記入ください。

※死亡者の死亡の記載のある戸籍を提示して下さい。(本籍地が長瀬町の場合は不要です。)

古い遺骨などで本籍や住所、死亡年月日などが不明であるが、死亡地や火葬を行った場所が分かる場合は、死亡地または火葬を行った市町村に問い合わせる当該事項を確認してください。

## ●埋葬又は火葬の場所

・埋葬(いわゆる「土葬」)の場合

改葬しようとしている遺骨や遺体が現在埋葬されている場所を、所在地・墓地名(墓地区画番号等がある場合は区画番号も)の順に記入してください。

・火葬の場合

改葬しようとしている遺骨の火葬を執行した火葬場の所在地・施設名を記入してください。

## ●埋葬又は火葬の年月日

・埋葬(いわゆる「土葬」)の場合

改葬しようとしている遺骨や遺体をいつ現在の墓地に埋葬したかを記入してください。

・火葬の場合

改葬しようとしている遺骨の火葬を執行した年月日を記入してください。

## ●改葬の理由

なぜ改葬を行うのかについてご記入ください。

(例: 新規に墓地を購入し、墓地の移転を行うため・・・等)

## ●改葬の場所

遺骨や遺体の移転先の墓地の場所を、所在地・墓地名(墓地区画番号等がある場合は区画番号も)の順に記入してください。

※改葬先が決まっていることが確認できる書類を提示してください。

- ・改葬先の墓地(納骨堂)の管理者が発行する改葬受入証明書
- ・改葬先の墓地の使用承諾書(許可書) 等

## ●申請者の住所、氏名、死亡者との続柄

申請者(あなた)の住所、氏名、死亡者から見て申請者はどのような続柄となるか記入してください。

※死亡者と申請者の関係がわかる戸籍を提示してください。(本籍地が長瀬町の場合は不要です。)

### ● 墓地使用者との関係

申請者と墓地使用者が異なる場合には、墓地使用者の「改葬承諾書」が必要です。

※墓地使用者と申請者の関係がわかる戸籍を提示してください。（本籍地が長瀬町の場合は不要です。）

### ● 申請者と来庁者が異なる場合

申請者と来庁者が異なる場合には、申請者からの「委任状」が必要です。

委任状をお持ちになった場合の本人確認資料は来庁者の「運転免許証」等になります。

※長瀬町での手数料は「無料」です。他市町村に申請される場合は申請先の市町村にあらかじめお問い合わせください。

※窓口ではご本人確認させていただいています。来庁者の「運転免許証」等をお持ちください。